

# 韮崎大村美術館における感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月1日

(令和2年7月22日改訂)

韮崎市教育委員会（生涯学習担当扱い）

本ガイドラインは、「施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準」（令和2年6月19日改訂：山梨県）及び「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日：公益財団法人日本博物館協会）に基づき、作成したものである。

なお、本ガイドラインは、今後新たな情報や知見が得られた場合や地域の感染状況等によって、必要に応じ適宜改訂を行うものとする。

## 【施設に関すること】

### ①短縮営業について

- ・4月～10月は開館時間が10時～18時までだが、当面の間は10時～17時の短縮営業とする。

### ②配布物、売店商品の取り扱い

- ・パンフレットなどは展示室入口のセルフ式をやめ、入館時に受付でまとめて渡すようにする。
- ・売店の商品は、消毒が行えないため極力手に触れないよう掲示物等で願います。

## 【3密の回避】

### ①換気設備の設置等（「密」の回避）

- ・美術品保護のため、窓開放などの換気は行えないことから人と人の感覚を十分に確保できるよう一部屋あたりに入室制限を設ける。※詳しくは②を参照
- ・人と多く接する受付付近には、サーキュレーター等を設置し、空気を循環させる。
- ・事務所内は定期的に窓を開け、換気を行う。

### ②施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- ・美術館入口や正面玄関に入場制限がある旨のお知らせを掲示し、40人以上は入場させない。上回る場合は、正面玄関に一時的な入館制限のお知らせを掲示、受付で声かけをする。
- ・近距離での会話や発声を避けるようお願いをする。携帯電話での会話も館内では控えるようお願いする。
- ・各展示室に入場制限を設け、展示室入口に最大入室人数の掲示し、制限人数を超えないよう注視する。（受付での人数把握、防犯カメラなど）制限人数は以下の通り。

企画／常設展示室 … 18名

大村智記念室 …… 7名

鈴木信太郎記念室 … 5名

展望室 …………… 10名

### ③人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- ・鑑賞時は2メートル以上の距離を保っての鑑賞をお願いする。
- ・展望室は密接を防ぐため、椅子の数を減らし、対面にならないよう椅子は全て同じ向きに設置を行う。

### 【体調確認の徹底】

#### ①体調のチェック

- ・美術館職員は出勤前に検温、体調確認を行うとともに、業務開始前にも再度確認を行う。
- ・来館者に対しても、発熱、風邪症状、嘔吐、下痢等の症状の確認を行い、症状のある場合は入館しないよう入口に掲示および受付の声掛けを行う。
- ・2週間以内に渡航歴、感染者への接触がある方の入館を控えてもらう。
- ・当館から感染者が出た場合を想定し、来館者には氏名、電話番号、住所（都道府県のみ）の記載をお願いする。記入後の用紙は回収箱にて回収し、データ移行処理後に処分する。

### 【飛沫、接触感染防止対策】

#### ①受付への感染防止対策

- ・飛沫感染を予防するため、来館者と受付の間にビニールカーテンを設置する。
- ・来館者へのチケット、金銭のやり取りはビニール手袋を着用の上、トレーを使用し手渡しでのやり取りはしない。
- ・事務処理等で発券機に触れる場合は除菌をした上で、ビニール手袋を着用して作業を行う。

#### ②マスクの着用、手指の消毒の実施

- ・美術館職員はマスクを必ず着用するとともに、入館者に対してもマスクの着用をお願いし周知に努める。
- ・美術館職員は定期的に、来館者は入館時（チケット購入前）に、手指の消毒を実施する。消毒液は正面玄関（来館者用）、受付カウンター（受付担当用）、事務所内に設置。

#### ③清掃・消毒の実施

- ・不特定多数の人が接触する場所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、蛇口、手すり、トイレの便座、洗浄レバー等）は定期的に清拭消毒する。
- ・ゴミを片付ける際に、鼻水や唾液などが付いている可能性がある場合は、マスク、手袋を着用しビニール袋に密閉して捨てる。回収後は石けんで手を洗う。
- ・美術館職員は、外出等で帰宅した際に必ず手洗い、手指の除菌を行う。

#### ④トイレの衛生管理の徹底

- ・不特定多数が接触する場所（便座、洗浄レバー等）は、定期的に清拭消毒を行う。
- ・ペーパータオルを設置し、定期的にごみを処理する。

#### ⑤スペースのリスク軽減

- ・2時間以上を超える滞在は控えてもらうようお願いをする。

- 職員は人と人との距離を保つ。食事をする際は対面を避ける。
- 事務所内は常時換気を行い、共有する物品は定期的に消毒する。
- 来客者があった場合は、天気に考慮しながら換気を十分にし、マスクを着用した上で対応する。またその幾度、手洗いうがいを行う。

【チェックリストの作成・確認】

- 各項目についてチェックリストを作成し、該当チェックリストによる毎日の確認を行い、定期的に市へ報告する。